

みなさんのご協力で、今西さん証拠書類提出できました！ 次回7/20第8回公判が大きな山場 みんなの参加で一杯の傍聴参加を！

今西税金裁判「公正な裁判を
求める要請署名」にご協力下さい！

今西さんの税金裁判とは... 2001年7月、2人の東山税務署員が山科区在住の今西和政さん（57才 土木建築業）宅に突然訪れ、調査理由を開示せずに始まった調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3000万円余りの更正処分をおこなってきました。今西さんは、処分の撤回を求めて2004年2月5日京都地方裁判所に提訴しています。

**次回第8回公判は
7月20日(水)午前10時~午後1時~
京都地裁101号法廷です**

消費税の2重取りを許さず
税制・税務行政をただす京都山科の会
事務局：京都府山科民主商工会
〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17
TEL 592-5858 / FAX 502-3246
2005年5月9日発行

次回第八回公判は、午前は今西さんの調査担当署員の陳述・尋問と昼からは遠藤事務局と原告今西さんの陳述・尋問が行われます。「ただす会」では、大きな山場となる公判に、傍聴席を一杯の人となるよう参加を訴えています。

四月中に裁判所に提出すると約束していた、今西さんの実額主張の証拠書類（帳簿、領収書・請求書等）を原告の今西さんをはじめ、みなさんのご協力で四月二十八日無事、裁判所に提出することができました。提出した書類は、平成一〇、一一年、十二年の三年間分で分厚い冊子三十五冊にも及び、コピー枚数も三万枚余りにもなりました。手伝つてくれた方々も「これだけの帳簿・書類があるとは思っていなかった。さすがだ。」と口々に感想を述べていました。



この提出書類を見て下さい！！

四月十四日に第七回公判が行われ、七〇名の方が傍聴に参加されました。また、みなさんから寄せられた要請署名は、現在一〇四八八筆提出しています。

四月二十八日、京都地方裁判所に、三年間分の領収書・請求書等の証拠書類冊子三十五冊分を提出した「ただす会」のみなさん（右端が原告今西さん）

**今西税金裁判に七〇人の参加！
次回第八回公判に調査担当税務署員、
原告今西さんと山科民主商工会遠藤事務局員が証言します！**